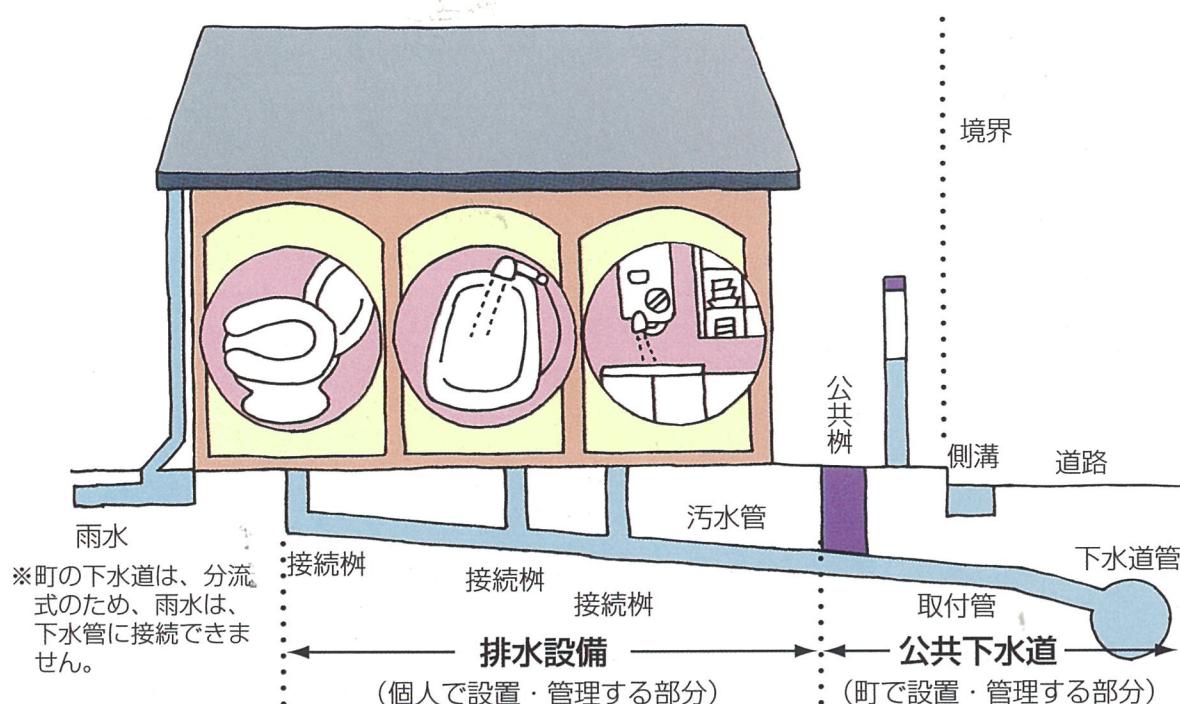


排水設備のしくみ



1 排水設備とは

家庭や事業場の汚水（台所、トイレ、浴室等の排水）を排水するための施設で、各家庭の敷地内に設けられた汚水管や接続栓などの設備のことです。

2 排水設備の設置と管理

排水設備は、個人の負担で設置し、補修や点検・清掃などの管理をしていただきます。

3 排水設備工事

宅地内の排水設備工事は、建物の所有者などが町指定工事業者に依頼して行います。町指定工事業者以外では、工事ができません。

公共下水道を使用できるようになった区域の方は、原則として6ヶ月以内に接続する工事をしていただくようになります。

また、くみ取り便所は、供用開始後3年以内に水洗便所に改造することが義務づけられています。（下水道法、町下水道条例）

4 し尿浄化槽は、不要になります。

下水道の供用区域では、下水道に接続すると、既設の浄化槽は不要になります。この場合、撤去か一部取り壊し埋め戻し処理をしていただくことになります。